

# 平成29年度防衛関係 4団体合同政策提言 について

安全保障研究委員会 事務局長

中川 義章 陸自78

本年11月15日に、隊友会、偕行社、水交会、つばさ会の代表者が小野寺防衛大臣を訪問し、政策提言書について説明しました。偕行社から大越副理事長が参加されています。引き続き月末には、与党の政調会の幹部等に対して説明し、実現を要請しました。

隊友会は、政策提言を昭和47年以來、毎年行つてきています。昨年度は、4団体合同の政策提言書にしたいという隊友会の申し出を受けて、実務レベルから協議を重ね、昨年11月7日に防衛大臣へ4団体合同の政策提言書の説明を行いました。

合同政策提言書については、本年は2回目の活動となりました。

本年度は、年度当初から大越副理事長はじめ偕行社の各委員長・PJ長の知見を頂き、昨年度の政策提言書の充実を図る方針で、提言への意見をまとめる予定でしたが、5月に安倍首相の改憲イニシアティブで、「憲法9条を変えることなく、自衛隊を憲法に明記する」についての議論が広く行われるようになり、これへの対応を巡り大い

に議論をすることになりました。

その後、自民党内の議論の集約が進まないなかで、政局が総選挙モードに移っていくことになり、自民党の改憲草案は変化のないまま議論が続き、現在に至っています。

このような情勢をうけ、憲法に関する提言については、現在の自民党草案と同じく「国防軍の設置」を求める方向でまとめられました。今後の政治情勢の変化は不明ですが、4団体としては従来からの提言を維持していくことで一致しました。憲法に関する議論の打ち出しで揺さぶられたために「降りました」ではないだろうということです。改憲は最終的には、国民投票で決められることになります。

会員の皆様が、今後さまざまなレベルで意見を求められ、あるいはアピールする時に、自衛隊OB団体の基本的主張を確認頂くには、十分な内容ではないかと思しますので、末尾に関連部分を抜粋して紹介します。

この他で、昨年の提言との比較で、新しい点は、防衛力整備についての要望事項です。

本年は、総論で「大幅な防衛費の増加」を求めており、各論では防衛産業の維持・育成に関して、契約・調達制度の見直しについての具体的な提案が行われたことが特徴です。

陸上自衛隊に関しては、島嶼部における防衛体制の強化に関し、陸海空自のバランスのとれた能力向上を要望しています。

用語レベルでは、戦闘における殉職者の追悼に関して、昨年は「殉職者」の用語を用いましたが、本年は各団体の合意の下で、「戦死者」の用語で表現しました。今後は、「戦死者」の定義など、細部の議論が必要になるかもしれません。「派遣地域では戦闘は生起していませんので、国際活動中の自衛官の死亡は、全て事故による殉職者」となるという従来の見解に対し、明確に見直しを要望する表現としました。

「昨年は腰が引け過ぎていた」というご意見があるものと思いますが、政策提言である以上は、政治サイドの許容度を推し測りながら提言するという立場で取り組んだ結果です。

本年は、「自衛隊を憲法に明記する」という改憲論議が起り、昨年よりも許容度が拡がっているという共通認識があります。

来年度も、早い時期から政策提言をまとめようと検討が始まります。ご意見を、特に付け加えるべき項目（課題）を提案頂ければ、勇氣百倍して検討に参加します。よろしくお願ひします。

以下、『平成29年度 防衛関係4団体

体合同政策提言書（要約）』より、抜粋し紹介する

## 1 憲法の改正

本年5月、総理は2020年までに憲法改正を実現する方針を表明された。また、憲法9条について自衛隊の存在を何らかの形で規定する方針を打ち出された。これは、我々のこれまでの提言とも方向性が一致し、評価すべきものであります。

また、我々がこれまで主張してきた改憲議論を大いに加速させるものと期待されます。

(1) 国を防衛する実力組織を軍（国防軍）として憲法に明記

国家の最も基本的な役割は、国際社会における国家の 存立を全うすることとにあり、そのための最終的な実力組織である自衛隊の存在は、国民の中に定着してきました。

しかし、集団的自衛権、武器使用要件などいくつかの憲法由来の問題が存在します。

また、自衛隊は国外においても国際平和協力活動等を通じて、多大な成果を収めるとともに、国内外から高い評価を得てきました。

しかし、自衛隊は国外では軍であるが国内的には軍ではないとされ、国際社会から国際標準による軍とは異なる

組織・行動をするのではないかとの疑問を抱かれる可能性があります。今後の海外での活動に支障をきたさないためにも、憲法上の地位の確定が必要で

す。

憲法公布から71年を経過し、国民の憲法に対する認識は大きく変化し、いくつかの新憲法草案等の提示・提言など、改正に向けた歩みは着実な進展を見せております。

このような国内外情勢等に鑑み、憲法第9条を改正し、「国を防衛するための実力組織」の保持を軍（国防軍）として憲法に明記し、その地位・役割を明らかにするよう提言します。

(2) 軍（刑）法や軍事裁判所などの軍事司法制度の整備

(3) 緊急事態条項の整備

(4) 国民の国を守る義務の明記

2 安全保障法制の充実：グレーゾーン事態に應ずる法的整備（略）

3 日米共同防衛・国際共同行動の実効性の確保

(1) 日米安全保障条約の改定検討

(2) 国際平和協力活動等における武器使用基準の見直し

「行つてはならない禁止事項」を規定したネガティブリスト方式への変更を要望

## 4 防衛体制の強化

(1) 着実な防衛力の整備

「大幅な防衛費の増加」を要望

(2) 防衛産業の維持・育成

以下の5点を提言

・ 国産装備品や国際共同開発による装備品を少しでも多く導入すること

・ 防衛装備品の国外移転に関しては、防衛省が主務官庁として装備品や部品等を国外移転できる制度を速やかに整備すること

・ 装備品の特性に応じて随意契約を活用すること

・ 将来戦闘機の開発については、開発が計画通り進捗するように予算上の配慮

・ 国産の艦船建造にかかる技術基盤の維持のためにも、随意契約（大臣指示）方式に基づく「オール日本としての建艦体制」の復活が必要

(3) 島嶼部における防衛態勢の強化

陸上自衛隊については兵站機能の向上も併せてバランスのとれた防衛力整備と島嶼防衛において戦闘の帰趨に大きく影響すると考えられる長射程のロケットについての導入の再検討を強く要望

(4) 着実な弾道ミサイル等の脅威への対応

(5) 宇宙空間及びサイバー空間の利用

(6) 海洋状況把握 (MDA：Maritime Domain Awareness) 体制の構築

(7) 任務の多様化・国際化等に対応する人的防衛力の確保

(8) 有事等における元自衛隊員の有効活用

(9) 国民に対する安全保障教育の充実

及び対処

(6) 海洋状況把握 (MDA：Maritime Domain Awareness) 体制の構築

(7) 任務の多様化・国際化等に対応する人的防衛力の確保

(8) 有事等における元自衛隊員の有効活用

(9) 国民に対する安全保障教育の充実

5 任務遂行のための環境整備（自衛隊員の処遇改善等）

(1) 隊員の再就職に関する施策の推進

(2) 隊員の即応性確保を第一義とした宿舎整備及び隊員が後顧の憂いなく任務に邁進し得る家族支援施策の推進

(3) 隊員の任務・職務の特性を適正に評価し得る給与制度

(4) 隊員の使命感を醸成し得る栄典・礼遇の付与

・ 危険業務従事者叙勲制度開始前の退職者への叙勲対象者の拡大

・ 退職後の防衛省・自衛隊等への貢献を考慮した叙勲の実施

(5) 戦闘における殉職者の追悼

(6) 予備自衛官等の制度の充実

(7) 働き方改革への対応

6 防衛医科大学校の改革（略）